

厚生年金保険料等の納付の猶予

○ 概 要

納付義務者が災害等により、その財産につき相当な損失を受けた場合において、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められる場合は、厚生年金保険法第89条等の規定により準用する国税通則法第46条に基づき、その納付を猶予することができるかと規定されています。

○ 業務内容

厚生年金保険料等の納付猶予を許可する権限は、厚生労働大臣から地方厚生局長に委任されており、関東信越厚生局では、日本年金機構で受付した厚生年金保険料等の納付の猶予に係る申請について、厚生年金保険法等の各法令に基づき、適正に審査等を行っています。